

令和6年度医療・介護関連製品開発支援業務企画提案競技仕様書

1 目的

青森ライフイノベーション戦略アクションプラン[2021-2025]に基づき、ライフ関連産業の振興を図るため、医療・介護関連製品開発支援コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）を設置し、医療・介護現場のニーズ及び県内事業者（製造事業者・情報通信関連事業者等）の持つ技術シーズを掘り起こすとともに、両者のマッチングを通じ、県内事業者の医療・介護関連製品（機器やシステム）の開発等を支援するものである。

2 業務の名称

令和6年度医療・介護関連製品開発支援業務

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

4 業務内容

(1) コーディネーターの設置

受注者は、下記(2)に示す業務を遂行する者をコーディネーターとして設置すること。なお、受注者とコーディネーターが同一であることを妨げないものとする。

設置するコーディネーターは、青森県内に在住し、かつ自家用車を運転し、県内における企業訪問等が可能である者とする。

(2) コーディネーターの業務

ア 医療・介護現場のニーズ等の掘り起こし

青森県内の医療・介護現場を訪問し、現場で必要とされる医療・介護関連製品に関する情報収集を行う。

イ 医療・介護関連製品の開発に関心を持つ県内事業者の掘り起こし

青森県内の製造事業者や情報通信関連事業者等を訪問し、技術シーズを収集するとともに、医療・介護関連製品の開発への参入意欲を醸成する。

ウ 県内事業者と医療・介護現場の連携による製品開発等支援

上記ア及びイの業務で収集した現場ニーズと技術シーズをマッチングするとともに、医療・介護関連製品の開発等を支援する。

なお、必要に応じて、県が開催する医療・介護現場職員と県内事業者との交流に関する取組を活用すること。

エ 県内事業者と県外の医療・介護関連機器事業者等とのマッチング
医療機器に関連する東北各県や各支援機関等の取組と連携し、県内事業者と県外事業者の連携等を支援する。

オ 各種会議への出席
県が開催する会議等に参加し、上記アの業務で収集した現場ニーズの評価・報告等を行うこと。

(3) コーディネーターの活動日数

上記(2)の業務に係るコーディネーターの活動日数は 30 日以上確保すること。

活動日数のうち、少なくとも 22 日程度を県内施設や事業者への訪問・支援活動に充てること。

5 仕様の変更

業務の目的を達成するために必要と認められる場合において、県と受注者は協議の上、仕様書の一部を追加又は変更することができる。

ただし、受注者が設置するコーディネーターの変更は、原則としてできないものとする。

6 業務報告

(1) 活動予定表

毎月の活動予定を当月の 10 日前後までにメールで提出すること。

(2) 月例報告書

委託業務の開始後、毎月のコーディネーターの活動をまとめた報告書（電子データ）を、翌月 10 日前後までに、メールで提出すること。

7 成果品

委託期間中の活動を整理するとともに、引き続きフォローアップを行うことが必要と認められる案件を記載した報告書（電子データ）を、メールで提出すること。

8 その他

この仕様書に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、県と受注者が協議し、決定するものとする。